

## 香美市宿泊施設等緊急整備事業助成金事業 細則

1. 什器・備品購入費については、中古品であっても適用する。汎用性の高いもの（パソコン等）は助成対象外とする。原則、消耗品は含まないが、開業費（繰延資産）として処理するものについては、対象とする。（※ 宿泊施設の食器など）
2. オークションまたはメルカリ等、個人同士でのやり取りにより購入したものについては助成の対象外とする。
3. 什器・備品の購入に際し、商品券、ポイント、クーポン等を利用しての購入、割引は不可（助成対象外）とする。
4. 費用の支払いについては原則として銀行振込とする。尚、振込の取引日、金額、振込先名、請求書に記載されている口座番号等の事実が分かる明細書が必要。やむを得ず、その他の支払方法となる場合には、事前に事務局に問い合わせをすること。事務局へ事前確認のない支払い、及び費用に関しては助成対象外となる場合がある。
5. 助成後も継続して商工会の経営指導を受けること。  
商工会の経営指導を受けずに助成金受領後 3 年以内に移転・廃業になった場合は、助成金の返還を求める場合がある。（審査会にて判断）
6. 改装経費及び什器・備品購入費用については、消費税抜きにて助成金額を決定する。  
※什器備品について審査時に提出した見積書の商品等と違って同等品であれば購入可能とする。併せて購入物の写真を撮り保管（実績報告に添付）する。
7. 改装工事については前後の写真を撮り保管（実績報告に添付）する。併せて、当該年度の税務申告の控えを遅滞なく提出すること。
8. 審査委員会の委員は下記のとおりとする。  
審査委員長・・・香美市商工会事務局長  
審査委員・・・香美市役所商工観光課長・香美市商工会経営指導員 3 名  
香美市役所商工観光課 1 名
9. 審査会における合格点は、30 点とする。（50 点満点中）  
尚、不合格の場合において事業計画の見直しを行い、再審査を受けることが出来る。
10. 法人においては、設立・異動に伴う届出を香美市役所へ提出すること。